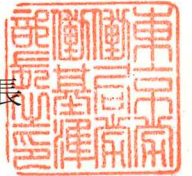


東労発基 0413 第 7 号
令和 8 年 4 月 13 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会東京都支部
支部長 殿

東京労働局労働基準部長



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令が公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなりました。

これを踏まえ、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達が別添のとおり発出されました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

<改正安衛法等に係る特設ページ>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzan-eihou/index_00001.html



<安全衛生政策全般の紹介等>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

